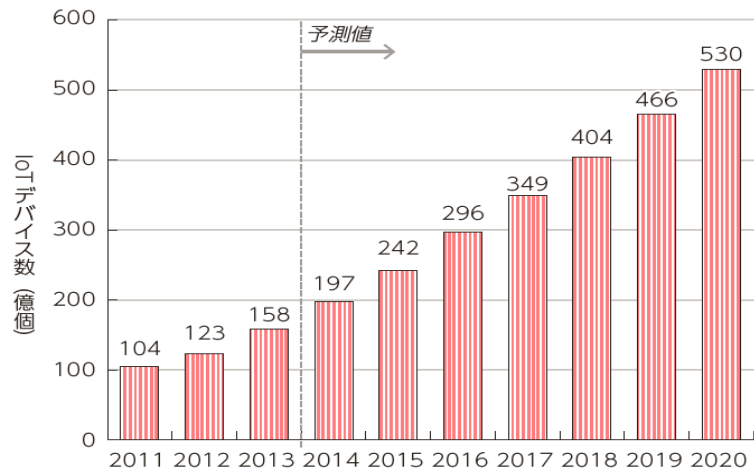


ワイヤレスIoTアドホックグループにおける検討状況

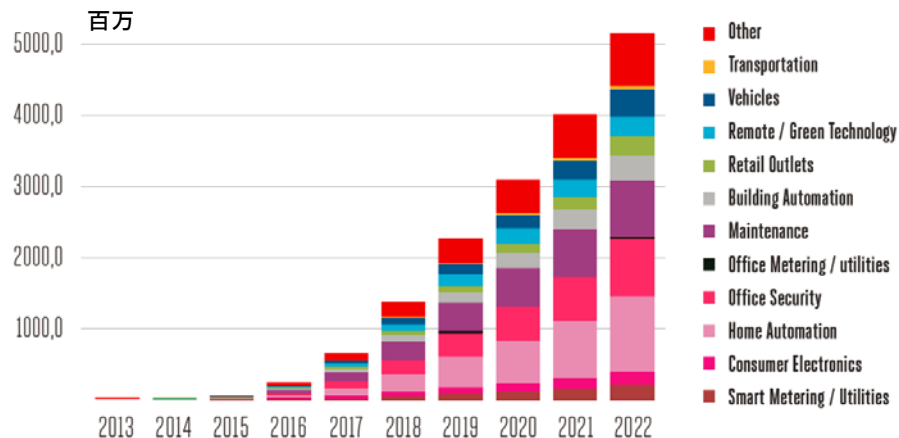
平成29年1月27日

ネットワークにつながるIoT端末の増加

- ✓ 自動車、家電、ロボットなどあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、新たな付加価値を生み出すIoT時代の本格的な到来が期待。
- ✓ スマートフォン、PCの接続数の大きな増加が見込めないのに対し、LPWAなどインターネットにつながるIoT端末数は、今後、大きな増加が期待。



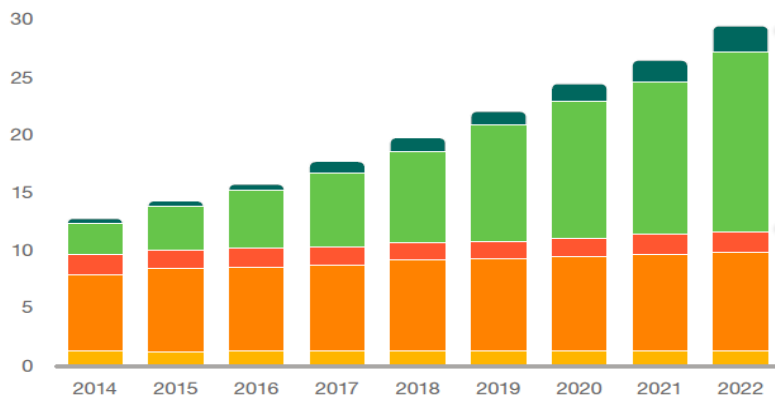
図：インターネットにつながるモノ(IoTデバイス)の数 (出典：平成27年版情報通信白書)



図：LPWA端末の接続数

出典：Mobile Internet of Things
Low Power Wide Area Connectivity
GSMA Industry Paper

ネットワークにつながる端末数単位：10億 (billions)



IoT端末の成長が予測

	2016	2022	CAGR (年平均成長率)
Wide-area IoT	0.4	2.1	30%
Short-range IoT	5.2	16	20%
PC/laptop/tablet	1.6	1.7	0%
Mobile phones	7.3	8.6	3%
Fixed phones	1.4	1.3	0%
Total	16 billion	29 billion	10%

図：ネットワークに接続される端末数の予測

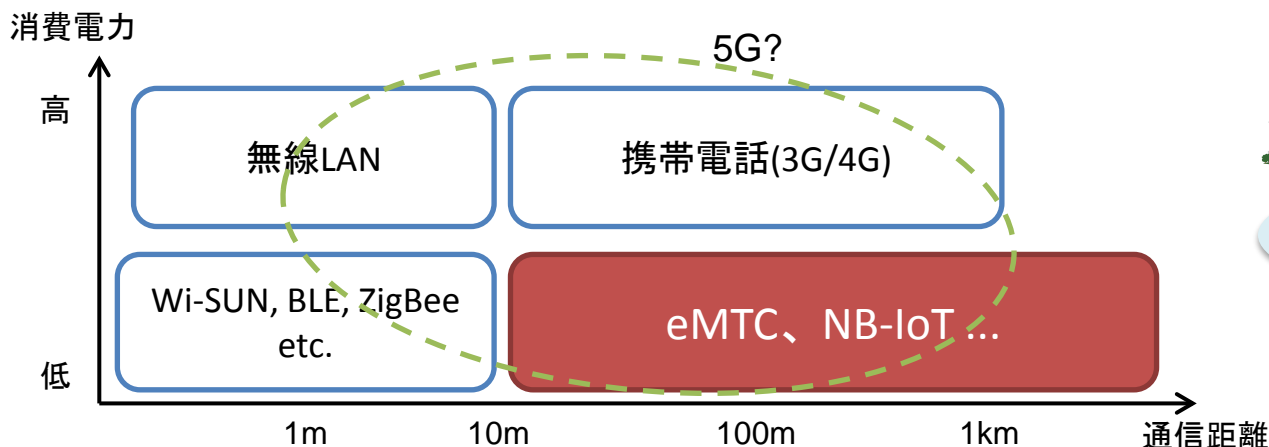
出典：Ericsson Mobility Report (2016年11月)

IoT時代の無線通信システム

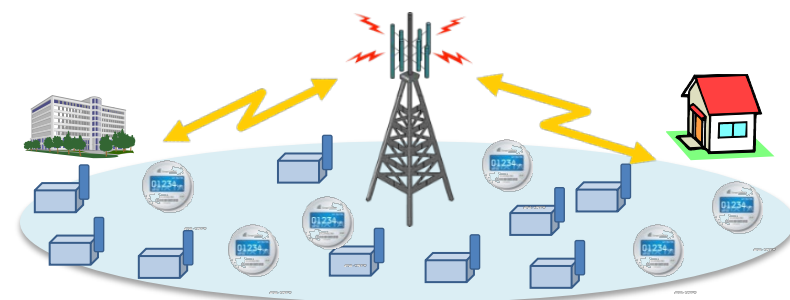
- ✓ 5Gは、従来のスマートフォンや携帯電話といった利用形態の枠を超え、あらゆるモノがインターネットにつながるIoT時代のICT基盤として様々な分野での活用が期待。
- ✓ 低消費電力、低コストを可能とするIoT向けの通信システムの早期実現に向けて、3GPPにおいてeMTCやNB-IoT※などの検討が進められている。 ※ NB-IoT: Narrow Band Internet of Things, eMTC: enhanced Machine Type Communication

IoT向け無線通信システム

- 膨大な数の端末がインターネットに接続されるIoT時代の本格的な到来に対応するため、低消費電力(長寿命)で広いカバーエリアを持つ低コストの無線システム(いわゆるLPWA(Low Power Wide Area))が求められており、様々な規格が提案。
- 2016年6月、3GPPにおいて、繰り返し送信やパワーセービングモードの導入等により、低消費電力等を実現したNB-IoT及びeMTCの仕様を策定。ベンダー等において、サービス提供に向けた製品開発等の取組が加速。既存の携帯電話ネットワークを活用することで、迅速な面的サービス提供が可能。



図：eMTC/NB-IoTと既存の通信技術の違い



図：eMTC、NB-IoTの利用イメージ

※既存の携帯電話網を活用することで、面的なサービスエリアを確保し、膨大な数のセンサーやスマートメーター等IoT端末を収容

eMTC/NB-IoTのサービスイメージ

- ✓ eMTC/NB-IoTは、ワイドエリア、低消費電力といった特徴を有する携帯電話をベースとしたIoT技術。電力、ガス、水道などのスマートメーター、各種センサー、機器の維持管理、物流といったM2M分野ほか、ウェアラブル、医療ヘルスケアといった分野での活用も期待。
- ✓ 比較的伝送速度の速いeMTCと数十kbps程度の通信速度のNB-IoTを応用分野に応じて活用。

eMTC

低～中速の移動に対応
比較的大きいデータに対応
1Mbps程度の通信用途

ウェアラブル機器
ヘルスケア、見守りなど

NB-IoT

通信中の移動は想定外
少量のデータ通信に最適化
数10kbps程度の通信用途

スマートメーター
機器管理、故障検知など



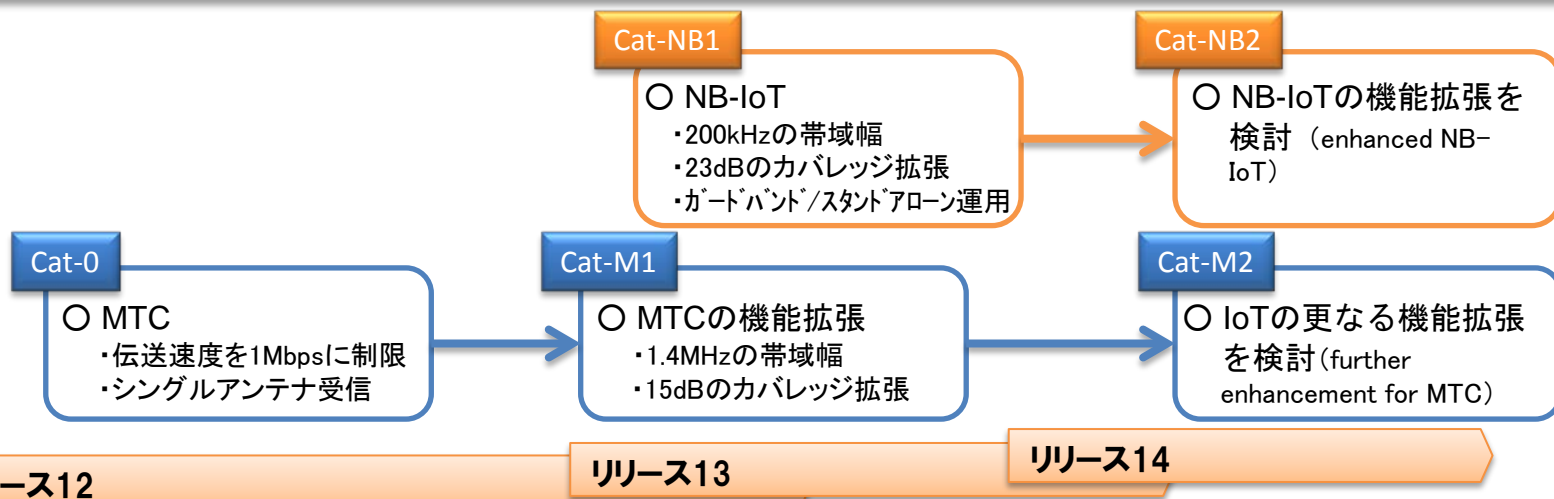
ウェアラブル端末、スマートメーター

ユースケース	適用例
ガス・水道メータリング	電源確保が難しく電波が届きにくかったメータボックス内に設置
貨物追跡	電源が確保できないコンテナ等の貨物や自転車等へ取り付け
ウェアラブル	スマートウォッチ、バイタルセンサー等のウェアラブル端末で利用
環境・農業系センサー	電源確保が難しく電波が届きにくかった山間地、河川、農地、牧場等に設置
ファシリティ	電波が届きにくかったオフィスビル等の電源設備室や空調機械室等に設置
スマートホーム	インターネット経由での玄関ドアロック、窓の開閉監視、家電の遠隔操作等を実現
スマートシティ	駐車場管理、街灯の制御、渋滞状況に応じた信号制御、ゴミ収集等を実現



3GPPにおける検討状況

- ✓ IoT時代の到来を見据え、3GPPにおいて、省電力等を実現するIoT向けの移動通信システムの検討を本格化。
- ✓ 2016年6月に策定された3GPP リリース13において、1Mbpsの伝送速度に対応した「eMTC」と伝送速度を抑えた「NB-IoT」の仕様を策定。リリース14において更なる機能拡張が検討中。

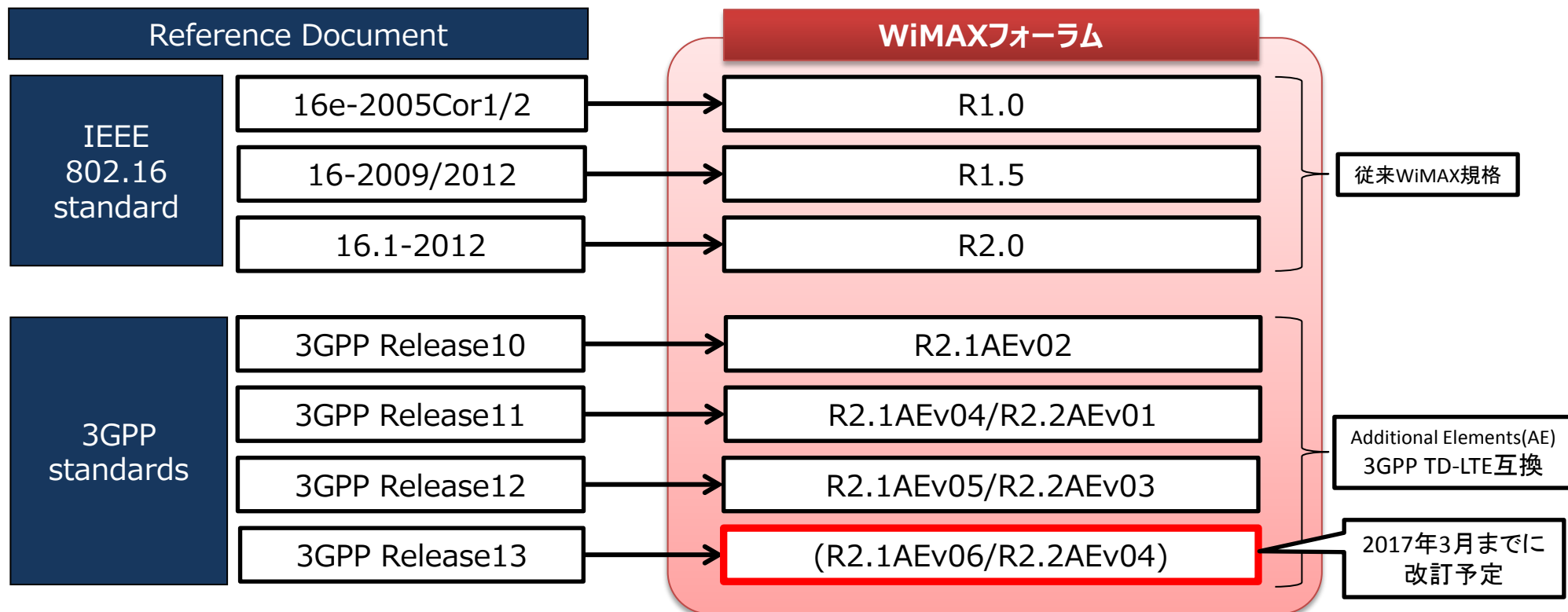


表：LTE-AdvancedとeMTC/NB-IoTの比較

	LTE-Advanced	eMTC	NB-IoT
周波数	全LTEバンド	1(2GHz), 2, 3(1.7GHz), 4, 5, 7, 8(900MHz), 11(1.5GHz), 12, 13, 18(800MHz), 19(800MHz), 20, 21(1.5GHz), 26(800MHz), 27, 28(700MHz), 31【FDD/HD-FDD】、39, 41(2.5GHz)【TDD】	1(2GHz), 2, 3(1.7GHz), 5, 8(900MHz), 11(1.5GHz), , 12, 13, 17, 18(800MHz), 19(800MHz), 20, 21(1.5GHz), 25, 26(800MHz), 28(700MHz), 31, 66, 70 (注)バンド21は、2017年6月に標準化完了に向けて活動中。
通信方式	FDD、TDD	FDD、HD-FDD、TDD	HD-FDD
コスト	—	シングルアンテナ(MIMO非対応)、半二重、データ処理の簡素化などにより、構造を簡素化し、低コストを実現	シングルアンテナ(MIMO非対応)、半二重、データ処理の簡素化などにより、構造を簡素化し、低コストを実現
バッテリー寿命目標	—	10年以上(※1)	10年以上(※1)
カバレッジ拡張	—	15dB(※2)	23dB(※2)
モビリティ対応	あり	あり	ハンドオーバー非対応

※1 省電力モードの導入、空中線電力の低減などにより、単三電池2本で10年駆動を実現、※2 対LTE比の値。繰り返し送信などにより、建物内部や鉄板の内側などこれまで圏外だったエリアへのカバレッジ拡張を実現

- ✓ 2012年10月、従来のWiMAX仕様に加え、3GPPのTD-LTE仕様を参照することによりグローバル化と互換性の確保を図るAdditional Elements (AE)を導入 (WiMAXフォーラム リリース2.1)。
- ✓ 2015年3月、3GPP リリース12(上りキャリアアグリゲーション、256QAMの追加等)を反映させるため、R2.1AE及びR2.2AEを改訂。
- ✓ 現在、eMTCを含む3GPP リリース13の内容をWiMAXフォーラム規格に反映させるための作業を進めているところ。2017年3月までに完了予定。



XGPフォーラムにおける検討状況

- ✓ 2012年1月、3GPPのTD-LTE仕様を参照するGlobal modeを導入(バージョン2.3)。
- ✓ 2016年6月に策定された3GPP リリース13に対応するため、XGPバージョン3.3(eMTC含む)の策定作業中。2017年3月のXGPフォーラムで承認予定。

Version	Date of Issue	Revision work	Supporting 3GPP release
Ver2.2	2011.04	➤ Harmonize with LTE(TDD mode)	-
Ver2.3	2012.01	➤ Global mode	Release 8
Ver2.4	2012.11	➤ Enhanced Global mode	Release 9
Ver3.0	2013.05	➤ Enhanced Global mode ➤ CA	Release 10
Ver3.1	2014.02	➤ Enhanced Global mode ➤ CA Enhancement	Release 11
Ver3.2	2015.09	➤ Enhanced Global mode ➤ UP link CA、256QAM	Release 12
Ver3.3	2017 (予定)	➤ Enhanced Global mode ➤ Advanced technology (eMTC)	Release 13

Ver.2.2以降、TD-LTE互換システム

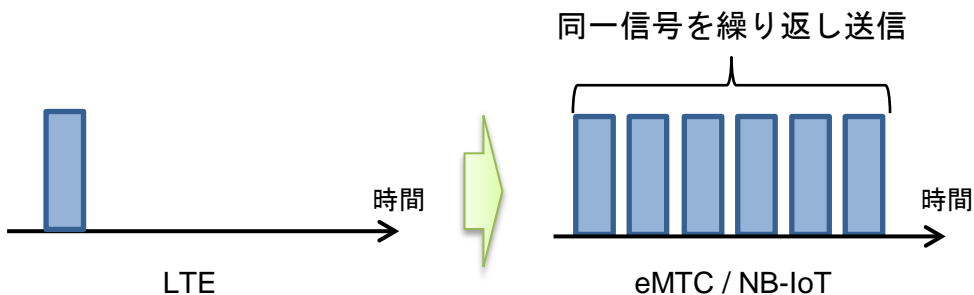
現在改訂作業中

	FY 2016			FY 2017
	2Q 2016/7-9	3Q 2016/10-12	4Q 2017/1-3	1Q 2017/4-6
3GPP Release13	▲ 最終版完成			
Drafting	▲ 準備作業 ▲ ドラフト作業	▲ 改版提案		
XGP Forum Specification			▲ TWG承認 ▲ XGP Forum 総会承認	

eMTC/NB-IoTの主要技術

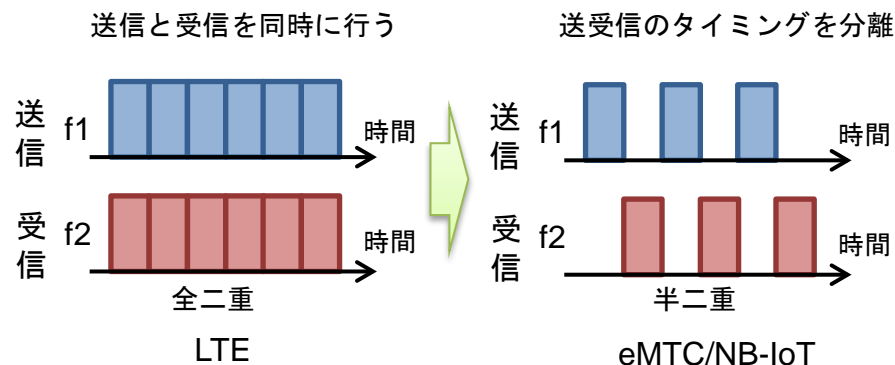
繰り返し送信技術の導入

信号を繰り返し送信することで、通信品質を向上させ、カバレッジを拡張する技術（Repetition）



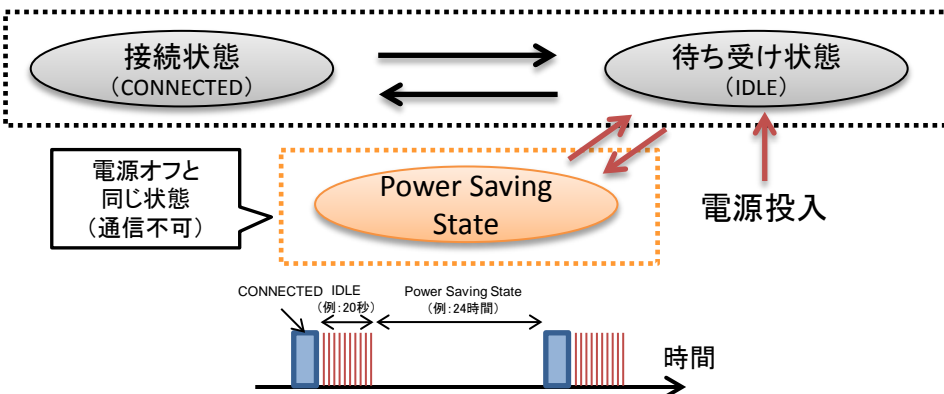
送受信タイミングの分離

送信と受信を同時に行わないことで、端末の構造を簡素化し、低コスト化を実現する技術



省電力モード(PSM)の追加

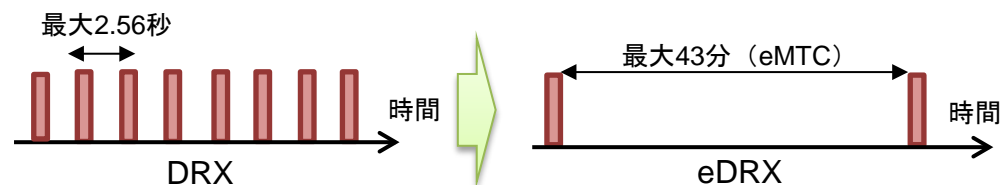
ネットワークへの接続性を維持しつつ、端末が一定時間、(例:24時間)電源を落としたのと同じ状態(省電力モード)に遷移することで、省電力を実現する技術



受信間隔の拡張

間欠的な信号受信により、受信していない間は一部の機能を停止させることで、消費電力を抑えるDRXの受信間隔を最大2.56秒(LTE)から最大43分(eMTC)/2.91時間(NB-IoT)に拡張し、更なる低消費電力を実現する技術(eDRX※)

※ extended Discontinuous Reception



eMTC/NB-IoTの概要

- eMTC / NB-IoTは、通信事業者において、スマートフォン等に対する通信サービスの提供と共に、IoT向けの通信サービスを提供可能な技術であり、既存の携帯電話網(基地局等)を活用することで、速やかなサービス提供が可能。
- 周波数帯域幅や通信方式の見直し、省電力技術の採用等により、省電力、低コスト、ワイドエリアを実現。

1. eMTC

- ✓ 狭帯域化(1.08MHz(6RB))とともに、繰り返し送信やパワーセービングモード等の技術を導入したIoT端末向けの通信技術。
- ✓ 約1Mbpsの伝送速度を確保できるため、ウェアラブルデバイスなど一定の伝送速度が必要となるIoTサービスでの利用が想定。
- ✓ 既存の携帯電話網(基地局等)を用いて、スマートフォン向けの通信サービスとIoT向けの通信サービスを同時に提供可能。

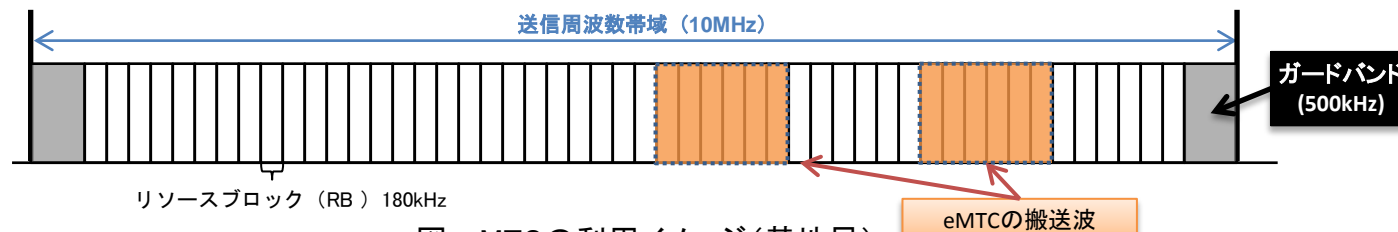


図:eMTCの利用イメージ(基地局)

2. NB-IoT

- ✓ 狭帯域化(180kHz(1RB))とともに、繰り返し送信やパワーセービングモード等の技術を導入したIoT端末向けの通信技術。
- ✓ スマートメーターなど、伝送速度やモビリティへの対応が必要ないIoTサービスでの利用が想定。
- ✓ ①ガードバンドを除く送信周波数帯域で運用する「インバンドモード」、②送信周波数帯域のガードバンドで運用する「ガードバンドモード」、③専用帯域での運用する「スタンドアロンモード」の3つのモードが標準化。

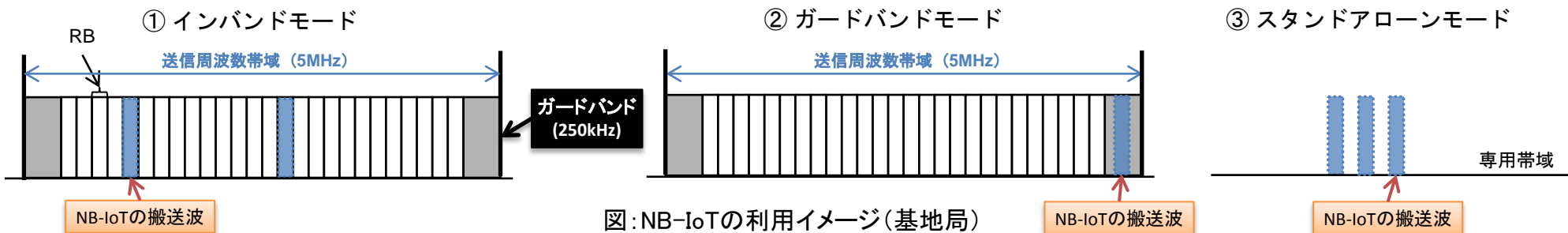


図:NB-IoTの利用イメージ(基地局)

eMTC/NB-IoTの比較 (3GPP)

全般		LTE-Advanced	eMTC	NB-IoT
周波数		全LTEバンド	1(2GHz), 2, 3(1.7GHz), 4, 5, 7, 8(900MHz), 11(1.5GHz), 12, 13, 18(800MHz), 19(800MHz), 20, 21(1.5GHz), 26(800MHz), 27, 28(700MHz), 31【FDD/HD-FDD】、39, 41(2.5GHz)【TDD】	1(2GHz), 2, 3(1.7GHz), 5, 8(900MHz), 11(1.5GHz), 12, 13, 17, 18(800MHz), 19(800MHz), 20, 21(1.5GHz), 25, 26(800MHz), 28(700MHz), 31, 66, 70
通信方式		FDD / TDD	FDD / HD-FDD / TDD(※1)	HD-FDD
基地局	周波数帯域幅	1.4MHz、3MHz、5MHz、10MHz、15MHz、20MHz	LTE-Aの周波数帯域幅内の6RB (1.08MHz)	LTE-Aのガードバンドを含む周波数帯域幅内の1RB (180kHz)
	伝送速度	CA、MIMO、多値変調等を組み合わせた高速通信	800kbps (注) 移動局1台あたりの伝送速度	21kbps (注) 移動局1台あたりの伝送速度
	変調方式	QPSK、16QAM、64QAM、256QAM	QPSK、16QAM	QPSK
	不要発射 (隣接チャンネル漏えい電力、スペクトラムマスク、スプリアス)	周波数帯域幅毎に規定	LTE-Aの周波数帯域幅毎の規定を適用	LTE-Aの周波数帯域幅毎の規定を適用
移動局	周波数帯域幅	1.4MHz、3MHz、5MHz、10MHz、15MHz、20MHz	1.4MHz (※2)	200kHz (※3)
	最大空中線電力	23dBm	23dBm 又は 20dBm	23dBm 又は20dBm
	伝送速度	CA、MIMO等による高速通信	1Mbps(全二重)、300kbps(半二重)	62kbps
	変調方式	BPSK、QPSK、16QAM、64QAM	BPSK、QPSK、16QAM	$\pi/2$ -BPSK、 $\pi/4$ -QPSK、QPSK
	不要発射 (隣接チャンネル漏えい電力、スペクトラムマスク、スプリアス)	周波数帯域幅毎に規定	LTE-Aの周波数帯域幅(通信の相手方の基地局側の周波数帯域幅の幅に同じ)毎の規定を適用 (※4)	✓ 200kHzの周波数帯域幅(NB-IoT)に対応した不要発射強度の値(隣接チャンネル漏えい電力、スペクトラムマスク)を規定。スプリアスについては、LTE-Aの規定を適用。 ✓ ガードバンドモードについては、LTE-Aの周波数帯域幅の端からNB-IoTの搬送波を放射しない範囲(オフセット周波数)を規定

※1 WiMAXフォーラム、XGPフォーラムにおいて、eMTC方式を参照する標準化作業が2017年3月頃に完了予定 ※2 3GPPテスト要求値として1.4MHz ※3 3.75kHz、15kHz(シングルトーン)送信にも対応
 ※4 基地局が5MHzの周波数帯域幅で運用されている場合⇒LTE-A移動局の5MHzの周波数帯域幅の規定を適用

LTE-Advanced (FDD)の技術的条件

		LTE-Advanced (FDD)
周波数帯		700MHz帯、800MHz帯、900MHz帯、1.5GHz帯、1.7GHz帯、2GHz帯
通信方式		FDD (LTE-A、 <u>eMTC</u>)、 <u>HD-FDD (eMTC、NB-IoT)</u>
多重化方式／ 多元接続方式	下り	OFDM及びTDM
	上り	SC-FDMA
変調方式	基地局	BPSK/QPSK/16QAM/64QAM/256QAM
	移動局	BPSK/QPSK/16QAM/64QAM (LTE-A) <u>BPSK/QPSK/16QAM (eMTC)</u> <u>$\pi/2$-BPSK/$\pi/4$-QPSK/QPSK (NB-IoT)</u>
占有周波数帯幅の 許容値	基地局	5MHz/10MHz/15MHz/20MHz
	移動局	5MHz/10MHz/15MHz/20MHz (LTE-A)、 <u>1.4MHz (eMTC)</u> 、 <u>200kHz (NB-IoT)</u>
不要発射強度の値	基地局	占有周波数帯幅毎に隣接チャネル漏えい電力、スペクトラムマスク、スプリアスを規定 (LTE-A、 <u>eMTC、NB-IoT(※)</u>) <u>(※) ガードバンドでNB-IoTの波を送信する場合は、ガードバンドを含む最大数の波を送信した状態でLTE-Aの占有周波数帯幅毎の規定を適用</u>
	移動局	占有周波数帯幅毎に隣接チャネル漏えい電力、スペクトラムマスク、スプリアスを規定 (LTE-A) <u>LTE-Aの占有周波数帯幅毎の隣接チャネル漏えい電力、スペクトラムマスク、スプリアスの規定を適用 (eMTC)</u> <u>NB-IoT独自の隣接チャネル漏えい電力、スペクトラムマスクを規定、LTE-Aのスプリアスを適用。ただし、LTE-Aの占有周波数帯幅の端から一定の周波数をNB-IoTの搬送波を発射しない領域 (オフセット) として規定 (NB-IoT)</u>
最大空中線電力 及び空中線電力 の許容偏差	基地局	定格空中線電力の±2.7dB以内
	移動局	定格空中線電力の最大値は23dBm以下 定格空中線電力の+2.7dB/-6.7dB (LTE-A) <u>定格空中線電力の+2.7dB/-3.2dB (eMTC)</u> <u>定格空中線電力の±2.7dB (NB-IoT)</u>
周波数の許容偏差	下り	±(0.05ppm+12Hz) 以内 (38dBmを超える基地局) ±(0.1ppm+12Hz) 以内 (20dBmを超え38dBm以下の基地局) ±(0.25ppm+12Hz) 以内 (20dBm以下の基地局)
	上り	<u>±(0.2ppm+15Hz) 以内 (eMTC (HD-FDD) で1GHz以下の周波数帯を利用し、連続送信時間が64ms超の場合、NB-IoTで1GHz以下の周波数帯を利用する場合)</u> ±(0.1ppm+15Hz) 以内 (<u>上記以外</u>)

広帯域移動無線アクセスシステム（BWA）の技術的条件

			WiMAX (3GPP参照規格)	XGP
周波数帯			2.5GHz帯	2.5GHz帯
通信方式			TDD	TDD
多重化方式/ 多元接続方式	下り	基地局	OFDM及びTDM/OFDM、TDM及びSDMのいずれかの複合方式	OFDM及びTDM/OFDM、TDM及びSDMのいずれかの複合方式
		小電力レピータ	OFDM及びTDM/OFDM、TDM及びSDM/ のいずれかの複合方式	OFDM及びTDM/OFDM、TDM及びSDM/ のいずれかの複合方式
	上り	移動局/ 小電力レピータ	SC-FDMA及びTDMA/SC-FDMA、TDMA及びSDMA のいずれかの複合方式	OFDMA及びTDMA/OFDMA、TDMA及びSDMA/SC-FDMA 及びTDMA/SC-FDMA、TDMA及びSDMAのいずれかの複合方式
変調方式	共通	基地局/移動局/ 小電力レピータ	BPSK/QPSK/16QAM/32QAM/64QAM/256QAM <u>BPSK/QPSK/16QAM (eMTC)</u>	BPSK/QPSK/16QAM/32QAM/64QAM/256QAM <u>BPSK/QPSK/16QAM (eMTC)</u>
占有周波数 帯幅の許容 値	下り	基地局/ 小電力レピータ	10MHz/20MHz	2.5MHz/5MHz/10MHz/20MHz
	上り	移動局/ 小電力レピータ	10MHz/20MHz <u>1.4MHz (eMTC)</u>	2.5MHz/5MHz/10MHz/20MHz <u>1.4MHz (eMTC)</u>
不要発射強 度の値	下り	基地局/ 小電力レピータ	占有周波数帯幅毎の隣接チャネル漏えい電力、スペクトラムマスク、スプリアスを規定	占有周波数帯幅毎の隣接チャネル漏えい電力、スペクトラムマスク、スプリアスを規定
	上り	移動局/ 小電力レピータ	占有周波数帯幅毎の隣接チャネル漏えい電力、スペクトラムマスク、スプリアスを規定 <u>同規定を適用 (eMTC)</u>	占有周波数帯幅毎の隣接チャネル漏えい電力、スペクトラムマスク、スプリアスを規定 <u>同規定を適用 (eMTC)</u>
最大空中線 電力及び空 中線電力の 許容偏差	下り	基地局	20W以下(10MHzシス)、40W以下(20MHzシス) 偏差：+87%、-47%	20W以下(2.5MHzシス/5MHzシス/10MHzシス)、40W以下(20MHzシス) 偏差：+87%、-47%
		小電力レピータ	600mW以下(再生型、200mW以下/搬送波)、200mW以下(非再生型) 偏差：+87%、-47%	600mW以下(再生型、200mW以下/搬送波)、200mW以下(非再生型) 偏差：+87%、-47%
	上り	移動局	200mW以下 偏差：+87%、-79% <u>+87%、-47% (eMTC)</u>	200mW以下 偏差：+87%、-79% <u>+87%、-47% (eMTC)</u>
		小電力レピータ	600mW以下(再生型、200mW以下/搬送波)、200mW以下(非再生型) 偏差：+87%、-47%	600mW以下(再生型、200mW以下/搬送波)、200mW以下(非再生型) 偏差：+87%、-47%
周波数の許 容偏差	下り	基地局/ 小電力レピータ	3×10^{-6} 以内	3×10^{-6} 以内
	上り	移動局/ 小電力レピータ	3×10^{-6} 以内 <u>$\pm(0.1\text{ppm}+15\text{Hz})$ 以内 (eMTC)</u>	3×10^{-6} 以内 <u>$\pm(0.1\text{ppm}+15\text{Hz})$ 以内 (eMTC)</u>

- eMTC/NB-IoTの技術的条件を踏まえ、eMTC/NB-IoTから他のシステムへの影響を検討。
- 最大空中線電力に変更はなく、不要発射強度の値は、NB-IoTのガードバンドモードの場合を含め、既存のLTEシステムの不要発射強度の範囲内に収まるため、新たな共用検討は不要。

<共用検討の考え方>

1. eMTC

- (基地局) 最大空中線電力、不要発射強度の値に変更はないため、新たな共用検討は不要。
- (移動局) 最大空中線電力、不要発射強度の値に変更はないため、新たな共用検討は不要。

2. NB-IoT

- (基地局) 最大空中線電力、不要発射強度の値に変更はないため、新たな共用検討は不要。
- (移動局) 最大空中線電力に変更はない。新たに規定するNB-IoTの不要発射強度（隣接チャネル漏えい電力、スペクトラムマスク、スプリアス）の値は、既存のシステム帯域毎の不要発射強度の値の範囲内に収まるため、新たな共用検討は不要。

現行規定

● 対象設備:

平均電力が20mWを超える携帯無線通信を行う陸上移動局又は広帯域移動無線アクセスシステムの陸上移動局^(注1)であって、総務大臣が別に告示する無線設備以外※のもの

(注1)人体頭部の比吸収率(側頭部SAR)については、伝送情報が電話のもの及び電話とその他の情報の組合せのものに限る。

※SARの許容値が適用除外となる無線設備(総務省告示で規定)

- ・人体SAR:対象設備であって、送信空中線と人体(頭部及び両手を除く。)との距離が20cmを超える状態で使用したもの
- ・側頭部SAR:対象設備のうち、携帯して使用するために開設する無線局のものであって、人体頭部に近接した状態において電波を送信するもの以外のもの



SARの審査が必要となるかどうかは無線設備を使用する状態等によって異なるため、工事設計認証等を取得する際に、登録証明機関等で無線設備毎に判断。

● SARの許容値:

人体における比吸収率^(注2)を2W/kg(四肢にあつては、4W/kg)以下 (設備規則第14条の2第1項)
人体頭部における比吸収率を2W/kg以下 (設備規則第14条の2第2項)

(注2) SAR:任意の生体組織10グラムが任意の6分間に吸収したエネルギーを10グラムで除し、更に6分で除して得た値

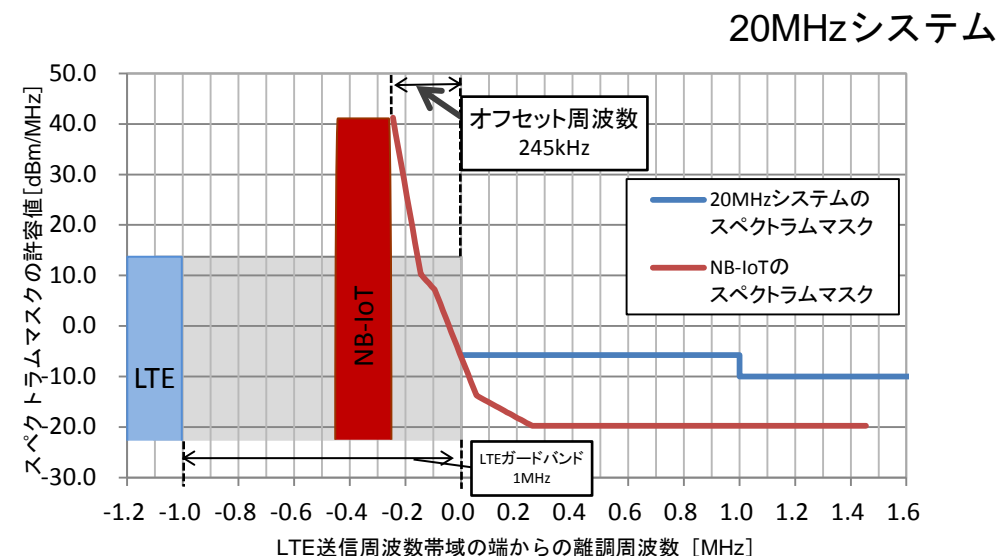
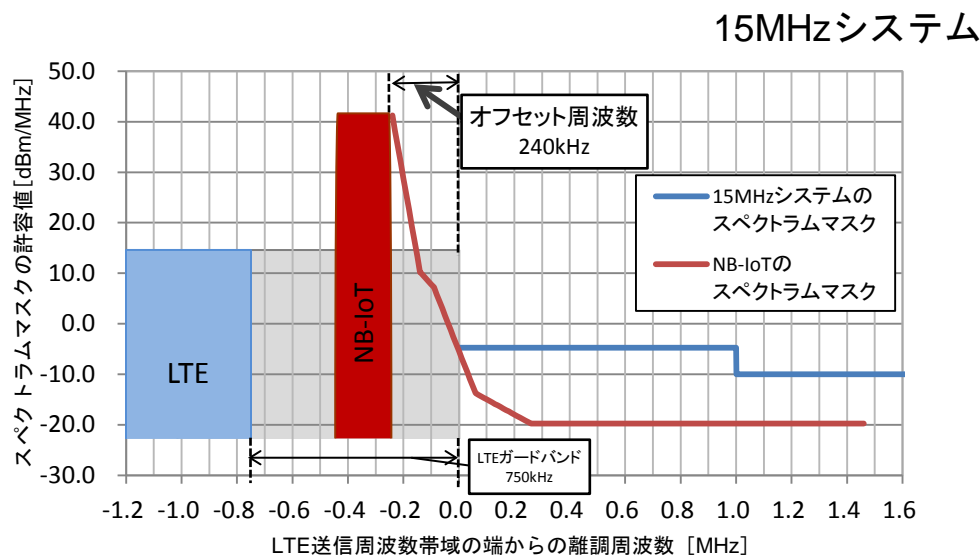
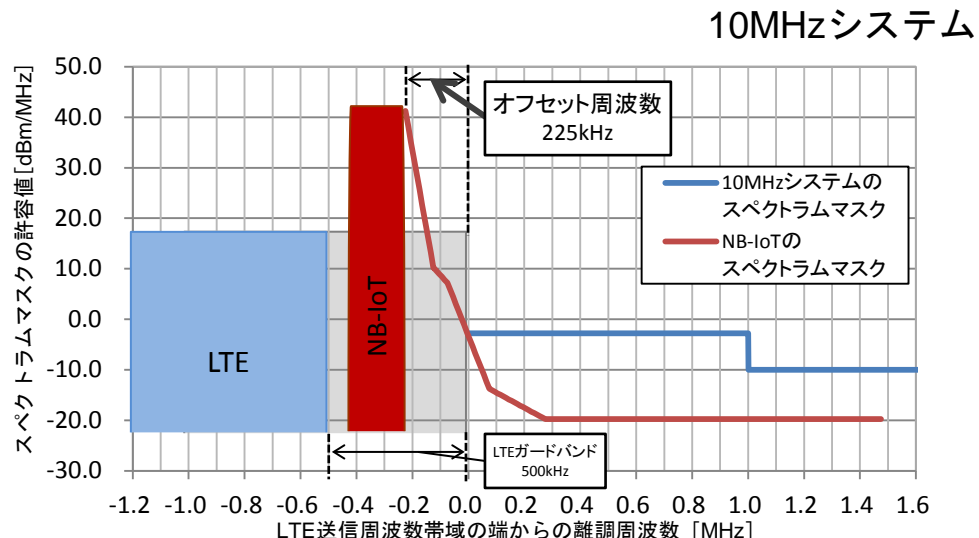
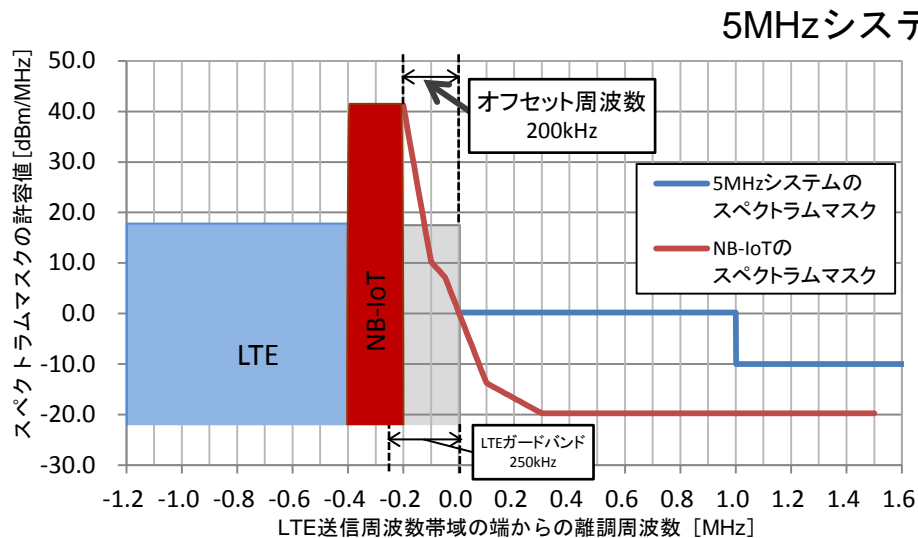
eMTC及びNB-IoTに関する電波防護指針の考え方

- 無線設備規則第14条の2で規定している人体における比吸収率(SAR)の許容値の規定を満たす必要がある。
- ただし、通常の使用状態で人体との距離が20cm超での使用が想定される場合※はSARの審査の対象外とする。
- SARの審査が必要となるかどうかは、工事設計認証等を取得する際に、登録証明機関等において、無線設備毎に判断する。

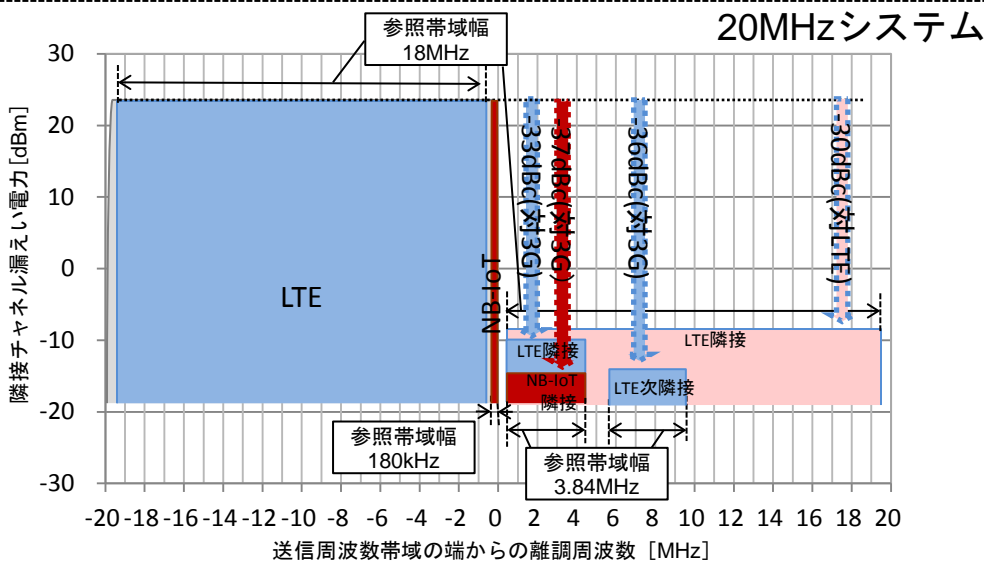
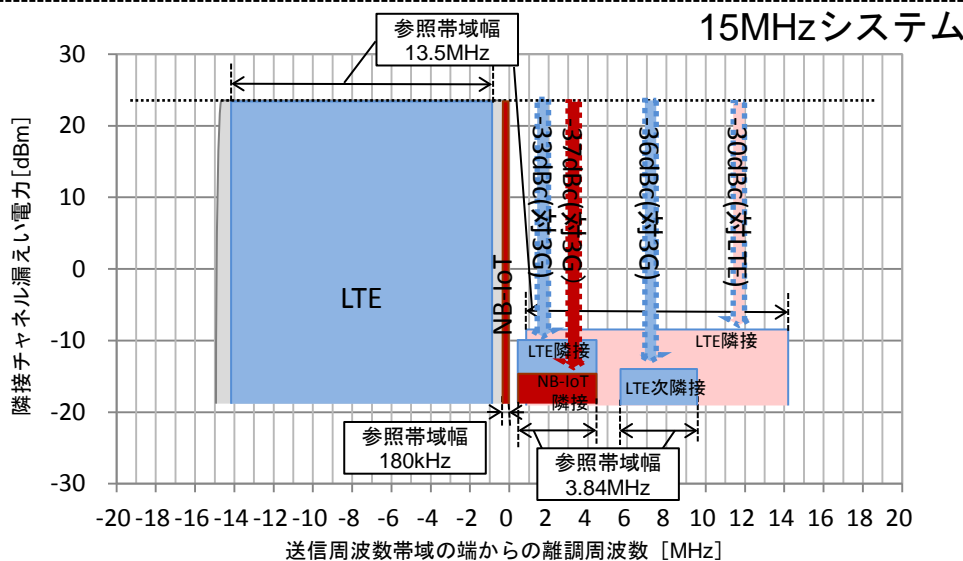
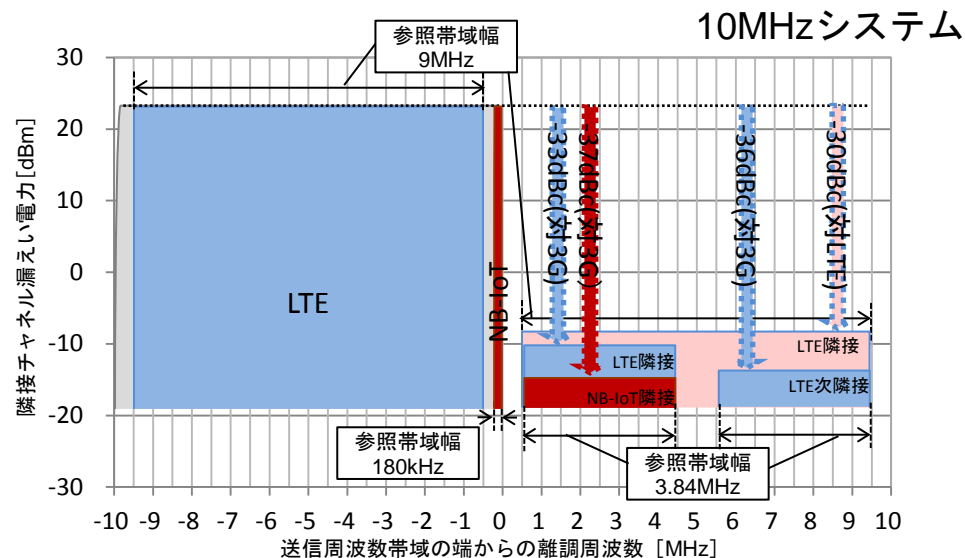
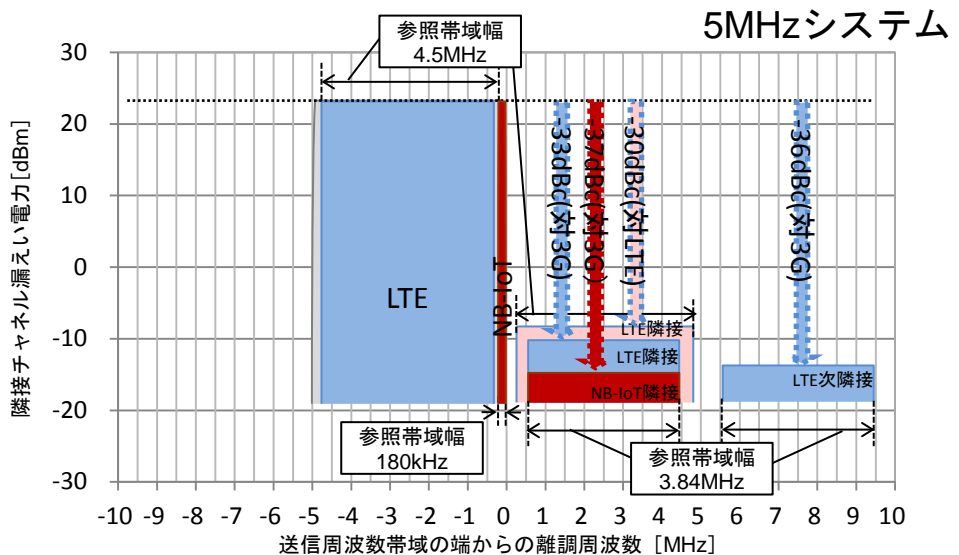
※eMTC及びNB-IoTの用途は、人体近傍で利用する場合と人体近傍外で利用する場合の両方が想定。

利用シーン例	人体との距離
ウェアラブル端末、医療ヘルスケア端末	人体の近傍（通常の使用状態で人体との距離が20cm以内）
スマートメータ、各種センサー、監視カメラ	人体の近傍外（通常の使用状態で人体との距離が20cm超）

- 各システムの送信周波数帯域のうち、送信周波数帯域の端から一定の周波数の幅をNB-IoTの搬送波を発射しない領域(オフセット周波数)として規定。
- これにより、NB-IoTのスペクトラムマスクの値は、各システムのスペクトラムマスクの値の範囲内となる。



- NB-IoTの隣接チャネル漏えい電力は、隣接チャネルが3Gの場合のみ規定。
- LTEの隣接チャネル漏えい電力は、隣接チャネルが3Gの場合とLTEの場合が規定されているところ、NB-IoTの隣接チャネルが3Gの場合は、LTEの隣接チャネルが3Gの場合の規定よりも厳しい値である。



(参照条文)

○無線設備規則(昭和25年電波管理委員会規則第18号)

第十四条の二 携帯無線通信を行う陸上移動局、広帯域移動無線アクセスシステムの陸上移動局、(中略)の無線設備(以下「対象無線設備」という。)は、対象無線設備から発射される電波(対象無線設備又は同一の筐体に収められた他の無線設備(総務大臣が別に告示するものに限る。))から同時に複数の電波を発射する機能を有する場合にあつては、複数電波)の人体における比吸収率※を2W/kg(四肢にあつては、4W/kg)以下とするものでなければならない。ただし、次に掲げる無線設備についてはこの限りでない。

- 一 対象無線設備から発射される電波の平均電力が20mW以下の無線設備
 - 二 前号に掲げるもののほか、この規定を適用することが不合理であるものとして総務大臣が別に告示する無線設備
- 2 対象無線設備(伝送情報が電話のもの及び電話とその他の情報の組合せのものに限る。)は、当該対象無線設備から発射される電波(対象無線設備又は同一の筐体に収められた他の無線設備(総務大臣が別に告示するものに限る。))から同時に複数電波を発射する機能を有する場合にあつては、複数電波)の人体頭部における比吸収率を2W/kg以下とするものでなければならない。ただし、次に掲げる無線設備についてはこの限りでない。
- 一 対象無線設備から発射される電波の平均電力が20mW以下の無線設備
 - 二 前号に掲げるもののほか、この規定を適用することが不合理であるものとして総務大臣が別に告示する無線設備
- 3 前二項に規定する比吸収率の測定方法については、総務大臣が別に告示する。

※ 任意の生体組織一〇グラムが任意の六分間に吸収したエネルギーを一〇グラムで除し、更に六分で除して得た値

(参照条文)

○無線設備規則第十四条の二第一項の規定に基づく総務大臣が別に告示する無線設備(平成25年総務省告示第323号)

- 一 設備規則第十四条の二第一項の総務大臣が別に告示する同一の筐体に収められた他の無線設備は、次のとおりとする。
 - 1 携帯無線通信を行う陸上移動局に使用するための無線設備
 - 2 広帯域移動無線アクセスシステムの陸上移動局に使用するための無線設備
 - 3～8 (略)
- 二 設備規則第十四条の二第一項第二号の総務大臣が別に告示する無線設備は、次のとおりとする。

前項第一号から第五号までに掲げる無線設備であって、送信空中線と人体(頭部及び両手を除く。)との距離が二〇センチメートルを超える状態で使用するもの

○無線設備規則第十四条の二第二項の規定に基づく総務大臣が別に告示する無線設備(平成27年総務省告示第423号)

- 一 設備規則第十四条の二第二項の総務大臣が別に告示する同一の筐体に収められた他の無線設備は、次のとおりとする。
 - 1 携帯無線通信を行う陸上移動局に使用するための無線設備
 - 2 広帯域移動無線アクセスシステムの陸上移動局に使用するための無線設備
 - 3～8 (略)
- 二 設備規則第十四条の二第二項第二号の総務大臣が別に告示する無線設備は、次のとおりとする。

前項第一号から第五号までに掲げる無線設備のうち携帯して使用するために開設する無線局のものであって、人体頭部に近接した状態において電波を送信するもの以外のもの